

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本工事に係る落札決定及び契約締結は、当該工事に係る令和6年度予算が成立し予算示達がなされていることを条件とするものである。

令和6年2月7日

分任支出負担行為担当官
中国地方整備局
岡山国道事務所長 岡本 哲典

1 工事概要

(1) 工事名 令和6年度岡山国道管内照明保守工事（電子入札対象案件）
（電子契約対象案件）

(2) 工事場所 岡山国道事務所管内

(3) 工事内容

道路照明維持補修工	1式
道路照明	1式
ランプ取替	1式
安定器取替	1式
自動点滅器取替	1式
点検	1式
道路照明器具設置・撤去	1式
トンネル照明	1式
ランプ取替	1式
点検	1式

(4) 工期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(5) 工事実施形態

- ① 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（企業能力評価型）のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
- ② 本工事は、入札書と技術資料等提出書の同時提出を求める工事である。
- ③ 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
- ④ 予定価格が1億円以上の工事は、低入札価格調査制度調査対象工事について、現場にモニターカメラの設置（施工状況の把握）及び発注者の指定する不可視部分の施工に関するビデオを撮影し、発注者への提出を実施する工事である。

- ⑤ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式の試行工事である。
- ⑥ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- ⑦ 本工事は、歩掛見積の提出を求める場合がある。なお、提出された見積を基に作成・決定した歩掛は、競争参加希望者に対して電子入札システム等で公表する工事である。詳細は入札説明書による。
- ⑧ 本工事は、公共工事の担い手の中長期的な育成・確保の促進を目的とした、週休2日の試行対象工事（発注者指定型（受注者選択））である。
- ⑨ 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。
- ⑩ 本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
- ⑪ 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
- (6) 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難しい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムにより難しい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。
- (8) 本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き）、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価落札方式）」、契約締結後に「工事設計書」を公表する工事である。工事設計書については、契約後に適時、中国地方整備局のホームページにより公表する。
- (9) 本工事は、地域維持型建設共同企業体（以下「地域JV」という。）での競争参加が可能な工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局における令和5・6年度「維持修繕工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 地域JVで競争に参加しようとする企業体は、別に公示する競争参加者の資格に関する公示による競争参加資格審査申請書を提出し、競争参加資格の認定を受けていること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 本工事について、単体、経常JV又は地域JVのいずれかの形態をもって入札に同時に参加していないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (7) 平成20年4月1日以降に元請けとして完成・引き渡し完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。又は、平成20年4月1日以降に元請として完成・引渡が完了した海外施工実績のうち、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度において認定された工事が次の同種工事の施工実績を有していること。又は平成20年4月1日以降に完成・引き渡し完了した中国地方整備局発注工事の下請企業表彰（協力企業表彰を含む）を受けた企業で、下請企業表彰（協力企業表彰を含む）の対象となった工事において、下請企業の工事内容が次の同種工事の施工実績を有していること。

同種工事とは、下記の（ア）の要件を満たす工事とする。

（ア）競争参加資格の工事種別における電気設備工事又は受変電設備工事の施工実績もしくは建設業法上の建設工事の種類における電気工事の施工実績を有すること。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上（地域維持型JVの構成員としての実績は出資比率が10%以上）であること。ただし、乙型JV（異工種JV）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

事業協同組合及び協業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常JVにあっては、全ての構成員が同種工事の施工実績を有すること。

地域JVにあっては、構成員のいずれかについて、同種工事について元請としての施工実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

また、当該実績の発注機関が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」（以下「CORINS」という。）に登録を義務付けている場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。

当該実績が海外実績かつCORINS登録が未了の場合、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度に基づき国土交通省が発行した認定書の写し及び添付資料により確認できる場合は同種実績として認める。

- (8) 次の1)～4)に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、請負代金が4,000万円未満の工事は専任の義務を要しない。（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に該当しない場合）

地域JVの主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の制度運用は、次のとおりとする。

①地域JVの甲型の場合

- i) 下請契約の額が4,500万円未満となる場合又は下請契約を締結しない場合は、全ての構成員は主任技術者を工事現場毎に設置しなければならない。
- ii) 下請契約の額が4,500万円以上となる場合は、特定建設業者たる構成員1社以上が監理技術者を設置しなければならない。その他の構成員は主任技術者を設置しなければならない。
- iii) 上記i)又はii)の規定にかかわらず、土木工事業の許可を有した構成員（代表

者でなくても可)で、一般土木工事の工事種別において構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者が監理技術者等を専任させる場合又は特例監理技術者を設置する場合は、その他の構成員が設置する監理技術者等は専任を求めない。

②地域JVの乙型の場合

- i) 分担工事に係る下請契約の額が4,500万円未満又は下請契約を締結しない場合は、当該分担工事を施工する建設企業は、主任技術者を当該工事現場に設置しなければならない。
- ii) 分担工事に係る下請契約の額が4,500万円以上となる場合は、当該分担工事を施工する特定建設業者は、監理技術者を設置しなければならない。

③監理技術者等の専任期間

発注者から直接建設工事を請け負った建設企業が、①又は②の規定により、監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても工事が明らかに行われていない期間は工事現場への専任は要しない。ただし、発注者と建設企業の間で専任を要しない期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

- 1) 競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- 2) 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。
 - ア) 本工事が施工できる「建設業法第7条第2号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。
(建設業法施行規則第7条の3及び国土交通省告示第1424号(平成17年12月16日)参照)
- 3) 現場での作業に配置する技術者は、平成20年4月1日以降に元請けとして完成・引き渡し完了した、上記(7)の同種工事の現場(据付)経験を有する者であること。又は、平成20年4月1日以降に元請として完成・引渡が完了した海外施工実績のうち、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度において認定された工事が上記(7)の同種工事の現場(据付)経験を有していること。又は、平成20年4月1日以降に完成・引き渡し完了した中国地方整備局発注工事で下請企業表彰(協力企業表彰を含む)の対象となった工事において、主任技術者で従事していた者であり、かつ下請企業表彰(協力企業表彰を含む)の対象となった工事において、下請企業の工事内容が上記(7)の同種工事の現場(据付)経験を有していること。

なお、平成20年4月1日以降に産前産後休業(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定による休業)、育児休業(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する休業)、介護休業(同条第2号に規定する休業)(以下「産休育休等」という。)を取得した場合は、産休育休等期間に相当する期間を施工実績を求める期間に加えることができる。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上(地域維持型JVの構成員としての実績は出資比率が10%以上)であること。ただし、乙型JV(異工種JV)の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

事業協同組合及び協業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常JV又は地域JVにあっては、構成員のうち1社の主任技術者又は監理技術者が上記

の工事経験を有していればよい。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

また、当該実績の発注機関がCORINSに登録を義務付けている場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。

- 4) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び有効な監理技術者講習修了を有する者であること。
- 5) 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。
- (9) 競争参加資格確認申請書（競争参加資格確認のための添付資料を含む。以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 中国地方整備局発注工事で過去2年間（令和3年4月1日から令和5年3月31日まで）に完成した当該工事種別の工事がある場合は、当該工事における評定点の年度毎の平均点の平均（実績が1年度の場合は、当該年度の平均点）が65点以上であること。
経常JVにあつては、当該経常JVとして中国地方整備局発注工事で過去2年間（令和3年4月1日から令和5年3月31日まで）に完成した当該工事種別の工事がある場合は、当該工事における評定点の年度毎の平均点の平均（実績が1年度の場合は、当該年度の平均点）が65点以上であること。
地域JVにあつては、下記3 総合評価に関する事項（1）2）企業の能力等（加算点）で提出した企業において、中国地方整備局発注工事で過去2年間（令和3年4月1日から令和5年3月31日まで）に完成した当該工事種別の工事がある場合は、当該工事における評定点の年度毎の平均点の平均（実績が1年度の場合は、当該年度の平均点）が65点以上であること。
- (11) 本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）、又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。
- (12) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）
- (13) 地域要件として、中国地方整備局管内に建設業法の許可を有する主たる営業所（以下「本店」という。）又は従たる営業所（以下「支店又は営業所」という。）が所在すること。
経常JV又は地域JVにあつては、全ての構成員が中国地方整備局管内に建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。
- (14) 会社として、建設業退職金共済制度又は建設業退職金共済制度の主旨と同じ別個の共済制度に加入していること。
- (15) 下請企業表彰（協力企業表彰を含む）を受けた企業は、当該工事の他の競争参加希望者の3(1)2)④の下請負人として参入を予定していないこと。
- (16) 本工事に事業協同組合又は協業組合として申請書及び技術資料等提出書を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び技術資料等提出書を提出することはできない。

3 総合評価に関する事項

(1) 本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。

1) 施工体制（施工体制評価点）

① 品質確保の実効性

「工事の品質確保のための適切な施工体制」について着目し評価する。

② 施工体制確保の確実性

「工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料の確保等の適切な施工体制」について着目し評価する。

2) 企業の能力等（加算点）

地域JVにあっては、構成員のいずれか一社かつ同一企業の施工実績を評価する。

① 技術資料等提出書に記載された同種工事の実績について評価する。

② 中国地方整備局発注工事で過去2年間（令和3年4月1日から令和5年3月31日まで）に完成した当該工事種別の工事における評定点の年度毎の平均点の平均（実績が1年度の場合は、当該年度の平均点）、過去2年間に実績が無い場合は、過去4年間（平成31年4月1日から令和5年3月31日まで）にさかのぼり、完成した当該工事種別の工事がある場合は直近年度の当該工事における評定点の平均について評価する。

なお、過去4年間（平成31年4月1日から令和5年3月31日まで）に中国地方整備局発注工事の当該工事種別の工事実績が無い場合は、岡山県発注工事で過去2年間（令和3年4月1日から令和5年3月31日まで）に完成した工事種別が一般土木工事、維持修繕工事及び橋梁補修工事に該当する工事における評定点の年度毎の平均点の平均（実績が1年度の場合は、当該年度の平均点）について評価する。また、岡山県発注工事について過去4年間（平成31年4月1日から令和5年3月31日まで）にさかのぼり、完成した工事種別が一般土木工事、維持修繕工事及び橋梁補修工事に該当する工事がある場合は直近年度の当該工事における評定点の平均について評価する。

また、中国地方整備局及び岡山県発注工事における過去4年間（平成31年4月1日から令和5年3月31日まで）の実績がない場合において、技術資料等提出書に記載された同種工事の経験が、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績である場合、中国地方整備局における令和4年度完成工事の平均点による評価値に1/2を乗じた加算点を与える。

③ 中国地方整備局発注工事における過去2年間（令和3年4月1日から令和5年3月31日まで）に完成した工事に対する優良工事施工団体表彰又は安全管理優良請負者表彰又は下請企業表彰（協力企業表彰を含む）又は中国地方整備局発注工事に対する令和4年2月20日以降の中国i-Construction表彰（中国インフラDX表彰を含む）の有無について評価する。

なお、優良工事施工団体表彰又は中国i-Construction表彰（中国インフラDX表彰を含む）、安全管理優良請負者表彰、下請企業表彰（協力企業表彰を含む）は、重複評価をしない。

④ 中国地方整備局発注工事における過去2年間（令和3年4月1日から令和5年3月31日まで）に完成した工事に対する下請企業表彰（協力企業表彰を含む）を受けた下請企業（協力企業を含む）を本工事において競争参加希望者が一次下請けとして活用する場合の有無について評価する。

⑤ 技能者の従事計画

本工事において、登録基幹技能者又は優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）に登録を有する技術者の現場作業への従事の有無について評価する。

⑥ 週休2日達成企業

中国地方整備局が発行した週休2日履行証明書（審査基準日時点で有効期限内のものに限る）で該当する工事における週休2日履行実績について評価する。

3) 不正又は不誠実な行為等における減点

申請書の提出期限日から競争参加資格通知の前日までの期間に、中国地方整備局から不正又は不誠実な行為等により措置（文書又は口答で警告又は注意を受けている者については、評価の加算点〔3（1）2〕で取得した加算点の和〕から減点を行う。（-10%/-5%）

なお、文書又は口答で警告又は注意による工事成績評定の減点を行う場合は、適用除外とする。

4) 賃上げの実施に関する評価（加算点）

① 従業員への賃金引上げ計画の表明

大企業においては給与等受給者一人あたりの平均受給額を3%以上、中小企業等は給与総額又は給与等受給者一人当たりの平均受給額を1.5%以上、対前年度比又は対前年比で増加することを表明している場合について評価する。

5) 賃上げ未達成による減点

公告日時点で、減点措置の通知を1年未満の間に受けている者については、3(1)4の評価の加算点よりも大きな減点を行う。

ただし、以下の例に示すような、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者については、減点措置を課さないこととする。

（ア）特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定に基づき指定された特定非常災害であって、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。

（イ）各種経済指標の動向等を踏まえ、平成20年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。

（ウ）（ア）及び（イ）に該当しない場合であっても、次のような自らの責によらない場合で、かつ、その事実を客観的に証する書類とともに従業員が署名または記名・捺印した理由書の提出があり、契約担当官等が必要ないと認める場合には減点措置を課さないこととする。

① 自然災害（風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等）や人為的な災害（火災等）等により、事務所、工場、主要な事業場等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合

② 主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合

③ 資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合 など

※ 「事実を客観的に証する書類」とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定しているが、これに限らない。

(2) 入札参加者は「価格」をもって入札に参加し、次の①～②の要件に該当する者のうち、下

記(3)によって得られる標準点と施工体制評価点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限範囲内であること。
 - ② 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。
- (3) 得点配分の詳細は、入札説明書による。
- (4) 上記(2)において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子入札による入札参加者が入力した電子くじ番号（紙入札業者においては紙入札方式参加承諾願に記載した電子くじ番号）を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定する。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒700-8539 岡山県岡山市北区富町二丁目19-12
国土交通省中国地方整備局 岡山国道事務所 経理課
TEL 086-214-2306（ダイヤルイン）

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 入札説明書は、令和6年2月8日から令和6年2月26日までに電子入札システムから入手するものとする。

電子入札システム <https://www.e-bisc.go.jp/>

- ② 電子入札システムの利用ができない場合は、以下の交付場所でも交付する。

交付期間：令和6年2月8日から令和6年2月26日までのうち閉庁日を除く毎日の10時00分から17時00分までとする。

交付場所：岡山県岡山市北区富町二丁目19-12

国土交通省中国地方整備局 岡山国道事務所 経理課

TEL 086-214-2306（ダイヤルイン） E-mail okakoku-keiri@cgr.mlit.go.jp

申込み方法：事前の申込みは不要であり、交付場所で手交する。郵送又はメール等による入手申込みは認めない。

(3) 見積に必要な図面等の交付期間、場所及び方法

交付期間及び入手方法は上記(2)①と同様とする。電子入札システムの利用ができない場合は、上記(2)②の交付場所で交付する。なお、交付希望を事前に交付場所に以下の必要事項を記入の上、メール等にて申込（様式自由。）すること。申込があった翌開庁日以降に交付するものとし、交付に際しては、見積に必要な図面等をCDでデータとして手交する。

申込書記入項目：当該工事名、会社名、代表者役職氏名、住所、電話番号、メールアドレス、連絡担当者名

(4) 申請書及び技術資料等提出書の提出期間、場所及び方法

競争参加資格確認申請書、技術資料等提出書の提出にあたっては、資料が全て揃っているか必ず確認を行うこと。

【競争参加資格確認申請書】

申請書は、令和6年2月9日から令和6年2月20日15時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和6年2月9日から令和6年2月20日15時00分までに、上記(1)に直接持参又は郵送（書留郵便に限る。必着

のこと。) すること。

【技術資料等提出書】

技術資料等提出書は、下記(5)の入札書と同時に、電子入札システムにより提出すること。提出方法の詳細は入札説明書による。

なお、同種工事の施工実績及び主任（監理）技術者の資格・工事経験については、中国地方整備局のホームページに掲載する「技術資料入力システム」により作成したデータとする。

技術資料入力システムは、最新のバージョンを使用すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札の締め切りは、令和6年2月26日12時00分。電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記(1)に直接持参すること。

開札は、令和6年3月14日10時00分。中国地方整備局 岡山国道事務所 入札室にて行う。

提出した入札書は、引換え、変更又は取消することができないため、入札前に価格等を十分確認すること。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行岡山支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 中国地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 中国地方整備局岡山国道事務所）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び技術資料等提出書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、申請書、技術資料等提出書及び追加資料に虚偽の記載があった場合、契約を無効又は解除とする場合がある。

(4) 落札者の決定方法

上記3(2)及び(4)に定めるところに従い、落札者を決定する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることができる。

(5) 配置予定技術者の確認

本工事を契約した場合、配置予定技術者要件確約書（別記様式3-4）により確約したとおり、入札説明書4.(6)に記載された要件を全て満たすものを主任（監理）技術者として配置すること。なお、契約後、現場代理人等通知書の提出の際に、入札説明書4.(6)主任

(監理) 技術者の要件要件を全て満たすことを確認出来る資料をあわせて添付すること。

(6) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(7) 低入札価格調査制度調査対象工事においては、受注者は工事コスト調査に協力しなければならない。

工事コスト調査に係る資料は、中国地方整備局 岡山国道事務所のホームページにより公表する。

(8) 契約書作成の要否 要。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(10) 資料作成説明会は開催しない。

(11) 必要に応じて申請書のヒアリングを行う。

(12) 入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施する場合がある。なお、ヒアリングを実施する場合には必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

(13) 評価の担保

1) 下請企業表彰（協力企業表彰を含む）企業の活用について

受注者の責めにより、申請した下請企業表彰（協力企業表彰を含む）を受けた下請企業を本工事で一次下請けとして活用されず、正当な理由がない場合は、下請企業表彰（協力企業表彰を含む）を受けた下請企業を本工事において一次下請けとして活用する場合の加算点の満点に相当する点を限度として工事成績評定点の減点を行うものとする。

2) 技能者の従事計画について

受注者は、申請した技能者の従事計画に基づいて工事着手前に配置する者を定め、提出する施工計画書へ反映させるものとする。

なお、正当な理由がなく受注者の責めにより、申請した種類又は職種の技能者が具体的な従事期間の全てに従事されなかった場合は、技能者の従事計画の加算点の満点に相当する点を限度として工事成績評定点の減点を行うものとする。

また、やむを得ず施工計画書に記載した技能者を変更する場合は、代わりに同じ種類又は職種の者を現場に従事させなければならず、それが出来ない場合は、技能者の従事計画の加算点の満点に相当する点を限度として工事成績評定点の減点を行うものとする。

3) 賃上げ未達成による減点措置について

受注者の事業年度等が終了した後、表明書に記載した賃上げを達成していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合又は確認書類を期限までに提出しない場合は、別途通知する減点措置の開始の日から1年間に総合評価落札方式による入札公告が行われる調達へ参加する場合、本制度により加点する割合よりも大きな割合の減点を行うものとする。

(14) 契約締結後のVE提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。

(15) 工事費内訳書の提出

- ① 本工事の競争参加希望者は、第1回の入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳書の提出を求める。

電子による入札の場合は、入札書に工事費内訳書ファイルを添付し同時送付すること。紙による入札を行う場合には、押印（押印を省略する場合は、代表者氏名に加え、本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載すること。）及び記名を行った工事費内訳書を提出するとともに、電子データを併せて提出すること。なお、当該工事費内訳書及びデータの記録媒体は、表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

- ② 工事費内訳書は、発注者名、商号又は名称、代表者役職氏名、住所及び工事名を記載し、入札価格に対応した工事区分、各工種、種別及び細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を表示したものとする。なお、少なくとも数量総括表に掲げる項目は全て記載すること。

入札の際に工事費内訳書が未提出又は提出された工事費内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該工事費内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。

また、提出された工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

注）電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印は不要である。なお、紙入札方式による場合で、押印を省略する場合は、代表者氏名に加え、本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載すること。

- (16) 低入札価格調査制度調査対象工事の場合には、不当廉売の疑いがあるものとして公正取引委員会に報告することがある。

- (17) 支払条件

本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

- (18) 本工事は、入札手続きの適正化の更なる向上を図る目的として、開札後に総合評価項目に係る加算点を通知する試行工事である。

- (19) 本工事は、令和6年度予算が成立することを落札者の決定の条件とするものである。契約締結日は令和6年4月1日とするが、本工事に係る令和6年度予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立日とする。

また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

- (20) 詳細は入札説明書による。